

壱岐市農業委員会定例会（平成28年12月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年12月22日（木） 午後4時
  2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
  3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 28名
  4. 欠席委員 14番 ……委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ……委員 ・番 ……委員
    - 第2. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第53号 平成28年度農用地利用集積計画について（第5回）
  7. 報告事項 農地改良等届出申請について
  8. その他
- 

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局 皆さん、こんにちは。それでは、ご案内の時間になりましたので、只今から平成28年12月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、・番 ……委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中29名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、……会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番……委員、・番……委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、……主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決

定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、すべて売買ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

### 31番 土地の所在

勝本町本宮西触・・・・田 1, 181㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が16,512㎡ 畑が7,734㎡ 計24,246㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具はトラクター、軽トラック、ジャイロレーキです。田植機、コンバインは共同のものを利用してあります。農作業暦は本人20年、夫30年です。通作距離は500mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで草刈り等の管理をしてありましたが、飼料を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

・委員さんの担当地区であります。ご病気で欠席の届が早目にあっておりますので、12月20日に委員さんと譲受人の御主人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・委員

11番。

議長

はい、委員。

・・・委員 12月20日に・・・さんの御主人の立ち会いの下に現地調査を行いました。当該農地は・・・さんと譲渡人の「わのう」となっている土地でございまして、今回、譲渡人の要望が改良区に寄せられまして改良区からのあっせんと言いますか照会によりまして・・・さんが、今回買い受けるという事にしたという事でございます。飼料作物を作付けたいという事でございます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、31番は決定いたします。

続きまして、32番の説明を求めます。

事務局 はい、32番 土地の所在、  
芦辺町中野郷西触・・・畑 1, 480㎡  
譲渡人、・・・・・・・・・・  
譲受人、・・・・・・・・・・  
経営地は田が2, 535㎡ 畑が1, 100㎡ 計3, 635㎡です。  
申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。  
権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具は、トラクター、耕運機、乾燥機、軽トラです。田植、稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人が20年、雇用者が2人です。通作距離は自宅から400mほどですがお店のすぐ横です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり野菜苗等を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 只今事務局の方から申されましたとおり・・・さんは、・・・店を経営されておりました、主に野菜苗の生産に使うという事でした。この前は・・・が借り上げて作られておりましたけれども今回・・・さんの・・・店がすぐ隣でもありませんし、野菜の苗の生産を主にやるという事でございますので、何ら問題は

無いかと思えます。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、32番も決定いたします。

続きまして、33番の説明を求めます。

事務局

はい、33番 土地の所在、

芦辺町中野郷仲触・・・ 田 2, 907㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が18, 381㎡です。

申請理由、譲渡人、島外に居住し、耕作の見込みがないため売却する。譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が22年、妻12年、長男、次男共に7年です。通作距離は2kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

譲受人の・・・さんですけど64歳ですけど、まだ耕作を始められてまだ22年という事です。ゼロからスタートされまして、この近辺500mの範囲内に全ての圃場はありまして、ここまでデカくされました。本人はだいたいが・・・屋さんをされておりますけれども、今は息子さんがされておられ、夫婦2人で頑張っておられます。何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願ひします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、33番も決定いたします。

続きまして、34番の説明を求めます。

事務局

はい、34番 土地の所在、

石田町筒城西触・・・ 田 1, 766 m<sup>2</sup>

石田町筒城西触・・・ 田 1, 497 m<sup>2</sup>

同じく 田 254 m<sup>2</sup>

田が3筆で3, 517 m<sup>2</sup>です。

譲渡人、・・・・・・・・・・

成年後見人 ・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が15, 887 m<sup>2</sup> 畑が5, 057 m<sup>2</sup> 計20, 944 m<sup>2</sup>です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。譲受人、現に耕作しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。というものです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、野菜です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が50年、農繁期には諫早市に在住の長男さんが手伝われてあります。通作距離は遠いもので1 kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本来ならば・・・会長の担当地区であります。12月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、・・・委員さんよろしくお願ひします。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

20日に事務局と・・・さんの立ち会いで現地を見てまいりました。3筆共現に・・・さんが耕作されており、・・・さんは・・・家の出でございまして、養子でございまして、この・・・さんは姪子さんになられます。只今、障害者施設の方に入られております。よってこの際、買い受けて従事するという事でありまして。よろしくお願ひします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、34番も決定いたします。

続きまして、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」

を議題といたします。・番は・委員の所有農地でございますので、会議規則第15条に従い退席をお願いいたします。（・委員退席）事務局の説明を求めます。

事務局 議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

12番 土地の所在

芦辺町深江鶴亀触・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 444㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成8年頃、農業用倉庫を建築したが、宅地に隣接する畑に建っていることが判明したため、追認の許可を申請しますというものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。12月19日に・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・委員 本件に関しましては、・番の・委員が担当でございますけれども本人の案件になりますので私の方から説明をさせていただきます。12月の19日に現地確認をいたしました。立派な農業倉庫が建設をされておりました。本人も確認の結果、農地転用等の変更無しに使用をしているという事でありまして農業用施設であります。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、12番は意見を付して進達いたします。（・委員入室）

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在

石田町石田西触字・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 370㎡

転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成10年頃、居宅を建築したが、宅地に隣接する畑に建っていることが判明したため、追認の許可を申請しますというものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。12月19日に・・・委員さんと申請人の義理の娘さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

ます。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 この件につきましても12番と同様で知らんうちに農地が宅地になっているというような事でございますが、局長さんと・・事務局職員2人同席して頂き相談した結果、もう18年位前に出来ておるものですから、よろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、13番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。14番は・・委員の所有農地でありますので、会議規則第15条に従い退席をお願いいたします。（・・委員退席）事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

14番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触・・・・ 田 88㎡

同じく 田 264㎡

計 2筆で352㎡

転用目的 運動場用地

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 保育園の隣接地を借り上げて運動場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農用地区域除外は県の同意を得て10月25日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。農業振興地域整備計画変更（除外）の折に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 ・番。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 はい、只今の説明のとおりでございます。貸付人は・・委員さん、それから・・さんは、・・・・保育園と申されます。8月の除外の折に説明申し上げたとおりでございますが、運動場が狭隘という事で今回拡張したいという事で

のお願いでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、14番は意見を付して進達いたします。（・・・委員入室）

続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、15番 土地の所在

芦辺町中野郷東触・・・ 畑 375㎡

転用目的 住宅用地

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

申請理由 兄の所有である申請地を借り受けて賃貸住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。12月19日に・・・委員さんと貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 今度の申請地の周りに賃貸住宅が4棟程建っておりまして、周りの農地も一緒に作りたいという事でございます。・・・の目の前でございまして、別に問題はないものと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、15番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第53号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願いします。

議案第53号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は130件、借手が80人、貸手が120人です。田が218筆で232,049㎡、畑が82筆で114,316㎡、合計で300筆の346,365㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思ひます。内容につきましては、18頁から27頁に掲載しております。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いております



ので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53号も決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、28頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。9番、土地の所在

郷ノ浦町柳田触・・・・田 1, 322㎡

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 排水が悪いので嵩上げを行うことにより排水を改善し、作業効率の向上を図る。ということです。

工期は平成28年12月1日～平成29年5月31日までで、

施行者は・・・・・・・・・・

位置図、写真は29頁～30頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。(はいの声あり) それでは、その他の件をお願いします。(事務連絡) 外に皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。